

事務連絡
平成23年4月12日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する
診療報酬等の按分方法等について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震(以下「地震」という。)により被害を受けた保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)の行う療養並びに被災した医療保険の被保険者及び被扶養者(共済組合の組合員及び被扶養者を含む。以下「被保険者等」という。)に対する療養に関する診療報酬、調剤報酬及び訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)の請求方法については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」(平成23年4月1日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月1日医療課事務連絡」という。(別添))により通知したところであるが、請求額の保険者又は公費負担医療の実施者(以下「保険者等」という。)による按分については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

- 4月1日医療課事務連絡の2により定める概算請求が行われた診療報酬等に関する保険者等の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより行う按分によるものとする。
 - 診療報酬等については、保険医療機関等ごとに、平成22年11月から平成23年1月までの各保険者の当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績に基づき按分する。ただし、平成22年11月から平成23年1月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみ保険者は、按分の対象から除く。

(2) 公費負担医療（地方単独事業を含む。）の診療報酬及び高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（以下「指定公費」という。）による一部負担金の一部の支払についても、(1)に準じて取り扱う。

(3) (2)に基づき指定公費により負担すべき費用については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付け保発第0221003号厚生労働省保険局長通知別紙）第二の5により、審査支払機関が基金を取り崩すことにより支払うものとする。

2 被保険者等が保険医療機関等に対して、地震により被保険者証等を提示できないため、氏名、生年月日、住所又は事業所名等を申し立てること等により療養を受けた場合（地震直後の混乱等やむを得ない事情により、氏名及び加入する医療保険の種別の申立等これに準ずる申立により療養を受けた場合を含む。）であって、住所地の保険者又は事業所が属する保険者において被保険者資格を確認できず、その者に係る保険者が特定できないときの当該療養に係る通常の方法による請求が行われた診療報酬等に関する各保険者の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより行う按分によるものとする。

(1) 診療報酬等については、患者の住所地又は事業所の所在地が属する県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（東京都の区域を除く。）に所在する全ての保険医療機関等に対する平成22年11月から平成23年1月までの各保険者の診療報酬等支払実績に基づき按分する。ただし、平成22年11月から平成23年1月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみである保険者は、按分の対象から除く。

(2) 指定公費による一部負担金の一部の支払についても、(1)に準じて取り扱う。

(3) (2)に基づき指定公費により負担すべき費用については、1(3)と同様、審査支払機関が基金を取り崩すことにより支払うものとする。

3 留意事項について

(1) 4月1日医療課事務連絡の2(1)により、概算による診療報酬等の請求を選択する保険医療機関等は、その旨を平成23年4月13日までに各審査支払機関に届け出ることとしているが、やむを得ない事情により提出期限以後に届出があったものについても、同様に取り扱いいただきたい。

(2) 4月1日医療課事務連絡の3(3)①により、同一の患者について、支払猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、保険医療機関等は欄外上部に赤色で「災2」と記載し、震災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載することとしているが、仮に一部負担金等の額の記載がなかった場合においては、一部負担金等の支払猶予に係る診療等を全体の6割とし、一部負担金等の金額に0.6を乗じて得た額を支払猶予額とする。

(別添)



事務連絡
平成23年4月1日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する
診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(平成23年3月29日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により連絡をしたところですが、今般、多くの御質問がありました部分につきまして、下記のとおり補足致しますので、関係団体に周知を図るようによろしくお願いします。

(改正カ所は下線を引いた部分)

記

1 平成23年3月診療分に係る診療報酬等の請求について

平成23年3月診療分に係る診療報酬等の請求については、今回の地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記(1)又は(2)の場合において下記により概算請求を行うことができるものとする。

(1) 診療録等の滅失等の場合の概算による請求

今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)については、平成23年3月1日以前の診療等分については概算による請求を行うことができるものであること。

この場合にあつて、同年3月12日以降に診療等を行ったときは、同年3月12日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

(2) 被災後に診療を行った場合の概算による請求

災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科に係る保険医療機関であって、平成23年3月12日以降に診療を行ったものについては、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、同月1か月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

(3) 通常の手続きによる請求を行う方法

上記(1)及び(2)による場合以外については、下記3により、診療報酬等の請求を行うものとする。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関（国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。））及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。））に届け出ること。

(2) 診療報酬等の算出方法

原則として平成22年11月診療等分から平成23年1月診療等分までの診療報酬等支払実績により（当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関等と調整をする。）、下記①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる（③を加算することができるのは上記1(2)の請求を行う医科に係る保険医療機関のみ）ため、各保険医療機関等においては、別紙の様式により、当該保険医療機関等の平成23年3月の入院、外来別の診療実日数（※1）を合わせて届け出るものとする。

なお、保険薬局又は訪問看護ステーションについては、外来分として取り扱うものとする。

① 入院分

$$\begin{array}{r} \text{平成22年11月～平成23年1月} \\ \text{入院分診療報酬等支払額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{r} \text{平成23年3月の入院診療} \\ \text{実日数（※1）} \end{array} \\ \text{92日}$$

② 外来分

$$\begin{array}{r} \text{平成22年11月～平成23年1月} \\ \text{外来分診療報酬等支払額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{r} \text{平成23年3月の外来診療} \\ \text{実日数（※1）} \end{array} \\ \text{70日}$$

（※1）上記1(1)の請求を行う保険医療機関等については、平成23年3月1日までの診療等実日数。

- ③ 平成23年3月12日以降の診療増（入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分）及び一部負担金等の猶予分

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月 入院分診療報酬等支払額}}{92日} \times \text{平成23年3月12日以降 の入院診療実日数} \times (0.05+0.038)$$

$$+ \frac{\text{平成22年11月～平成23年1月 外来分診療報酬等支払額}}{70日} \times \text{平成23年3月12日以降 の外来診療実日数} \times (0.047+0.038)$$

- (3) 上記1(1)に該当する保険医療機関等であって、上記1(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各審査支払機関に提出すること。
- (4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。
- (5) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって平成23年3月診療分の診療報酬等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

平成23年3月診療分（4月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する保険医療機関等に限り、平成23年4月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。

- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあつては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）に記載すること。

(3) 医療機関の窓口において一部負担金等の支払いを猶予したものに関する取扱い

- ① 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成23年3月15日付け医療課事務連絡）により一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。

なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災1」と記載するとともに、同一の患者について、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災2」と記載することとし、震災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき、記載すること。

- ② 一部負担金等の猶予をしたときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号51】などの「公費併用レセプト」となるもの。）の対象にならない。このため、一部負担金等の支払を猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。
- ③ 入院分について、例えば月末に3月診療分の支払を一括して受けるような場合であっても、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意すること。

また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分

あることに留意すること。

(参考) 被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、一部負担金等を猶予した場合には、
不詳 災1と記載することとなる。

(参考) 一部負担金等とは、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額などをいう。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成23年4月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

4 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。(電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。)

5 4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについて

4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについては別途連絡すること。

(別紙)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による
診療報酬請求に関する届出書(平成 23 年 3 月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード							
<p>東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>保険医療機関等の 所在地 及び 名称 :</p> <p style="text-align: right;">開設者名・事業者氏名 : 印</p> <p>審査支払機関 殿</p>							
<p>1 次のうち、該当するものに○を付すこと。</p> <p>ア 診療録が滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局等（3月12日以降診療を行った医科に係る保険医療機関については、同日以降の診療について通常の方法で請求するもの）</p> <p>イ 災害救助法適用地域（東京都の区域を除く）に所在する保険医療機関（医科）であって、3月12日以降に診療を行い、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、3月の1ヶ月分を通して概算による請求を行うもの</p>							
<p>2 平成 23 年 3 月の診療実日数を記入すること。</p> <p>[入院・外来別診療実日数]</p> <table><tr><td>(外来診療実日数)</td><td>(入院診療実日数)</td></tr><tr><td>3月分 ____ 日間(11日以前)</td><td>3月分 ____ 日間(11日以前)</td></tr><tr><td>____ 日間(12日以降)</td><td>____ 日間(12日以降)</td></tr></table>		(外来診療実日数)	(入院診療実日数)	3月分 ____ 日間(11日以前)	3月分 ____ 日間(11日以前)	____ 日間(12日以降)	____ 日間(12日以降)
(外来診療実日数)	(入院診療実日数)						
3月分 ____ 日間(11日以前)	3月分 ____ 日間(11日以前)						
____ 日間(12日以降)	____ 日間(12日以降)						

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡3(2)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する
- 被保険者証の「記号」は記録しない
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡3(2)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する

3. 事務連絡3(2)④関連

本事務連絡3(2)④において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡3(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

都道府県介護保険担当主管課（部） 御中
都道府県国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
保険料の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る保険料の取扱いについては、その被災状況にかんがみ、「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）、「平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の取扱いについて」（平成23年3月11日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）、「長野県北部の地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料・税の取扱いについて」（平成23年3月12日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（平成23年3月11日及び15日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）により、減免又は徴収猶予の措置を適切に講じられたい旨を連絡したところですが、本年4月以後の特別徴収に係る留意点について下記のとおりお示します。その適切な対応についてよろしくお願ひします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

記

1 被災被保険者に係る保険料の特別徴収の取扱い

事務連絡に基づき、被災被保険者の保険料の減免又は徴収猶予を行う場合には、本年6月及び8月に予定されている当該保険料の特別徴収の方法による徴収を中止し、普通

徴収の方法により徴収していただきたいこと。ただし、本年4月に予定されている特別徴収は、事務処理期間の関係上、中止が困難であるため、通常どおり実施することとなること。

2 特別徴収の方法による徴収額の還付について

事務連絡に基づき保険料の減免を行う被災被保険者に対しては、減免決定後の保険料の額と特別徴収の方法により徴収した額との差額(免除の場合は特別徴収の方法により徴収した額)を可能な限り速やかに還付していただきたいこと。

3 特別徴収の中止に係る特別な事務処理について

本年6月及び8月に予定されている特別徴収を中止する事務の取扱いについては、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者についての各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について」(平成23年3月31日付け総務省自治税務局市町村税課・厚生労働省老健局介護保険計画課・厚生労働省保険局国民健康保険課・厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)においてお示ししていること。

事 務 連 絡
平成23年3月31日

都道府県市町村税主管課（部） 御中
都道府県介護保険主管課（部） 御中
都道府県国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

総務省自治税務局市町村税課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者についての
各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について

今般の平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた市町村が徴収する介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）並びに個人住民税（以下「保険料・住民税等」という。）について、本年6月及び8月に支払われる公的年金からの特別徴収を中止するに当たっての事務の取扱いについて下記のとおりお示ししますので、その適切な対応についてよろしくお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

記

1 被災市町村における公的年金からの特別徴収の一括中止に係る事務について

通常、保険料・住民税等の公的年金からの特別徴収を中止するに当たっては、市町村において、特別徴収を中止する者についての異動情報を個別に作成することとしているが、市町村内の特別徴収対象者の広範な被災状況などを踏まえ、当該市町村の判断により、当該市町村が特別徴収の方法により保険料・住民税等の徴収を行う全ての者について、6月及び8月に支払われる公的年金からの特別徴収を一括して中止することを可能とすること。

(1) 中止方法について

特別徴収を一括して中止する市町村を県が取りまとめた上で厚生労働省を介して経由機関を経由して年金保険者へ通知し、年金保険者において市町村単位で6月及び8月に支払われる公的年金からの特別徴収を一括して中止することとしていること。

なお、特別徴収を一括して中止する場合には、6月及び8月における保険料・住民税等のすべての特別徴収を中止することとなることに留意すること。

(2) 対象市町村について

平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用を受けた市町村（第9報時点、東京都を除く。）を対象とすること。

(3) 市町村が行う事務処理について

特別徴収を一括して中止する場合には、市町村は「特別徴収一括中止確認書」（別紙様式1）により県へ報告すること。（四制度にまたがる処理であり、各担当課間で十分調整されたいこと。）

なお、特別徴収を一括して中止する市町村については、特別徴収に係る各種の経常異動情報（特別徴収追加依頼通知、資格喪失等の通知、仮徴収額変更通知及び住所地特例該当者通知）は送付しないこと。

経常異動情報を送付した市町村については、特別徴収を一括して中止することができなくなることに厳に留意すること。

(4) 県が行う事務処理について

- ① 県における取りまとめ担当課を4月5日（火）までに厚生労働省へ報告すること（様式自由）
- ② 県は、特別徴収を一括して中止することとした市町村の「市町村名」及び「市町村コード」を「特別徴収一括中止市町村リスト」（別紙様式2）にまとめた上で、そのエクセルファイルを「特別徴収一括中止確認書」（別紙様式1）の写しと共に4月13日（水）までに厚生労働省へ提出すること。
- ③ 各県の後期高齢者医療広域連合に対し、「特別徴収一括中止市町村リスト」（別紙様式2）について情報提供を行うこと。

(5) (4) ①の報告先及び②の提出先について

厚生労働省老健局介護保険計画課宛て（tokuchochushi@mhlw.go.jp）に電子メールで提出すること。なお、別紙様式1については、FAX（03-3503-2167）で提出することも可能であること。

2 通常時における方法による特別徴収の中止に係る事務について

上記1以外の市町村においては、通常時における方法による特別徴収の中止に係る事務処理を行うこと。

なお、通常時における方法により異動情報を作成することは可能であるが、通常時における方法により送付することが困難である市町村においては、

- ① 介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）について、都道府県国民健康保険団体連合会に事前に確認の上で、伝送ソフトの媒体暗号化ソフトの暗号化機能を使用し暗号化したデータを媒体または電子メールにより送付することも差し支えないこと。
- ② 個人住民税について、ASP事業者等（登録委託先事業者等及び受託型団体）に対して①と同様の対応が可能となるため、具体的方法について各ASP事業者等に確認すること。

3 対象市町村以外の市町村における留意点について

対象市町村以外の市町村においても、介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の住所地特例の適用を受ける、対象市町村に住所を有している被保険者についての保険料（税）の特別徴収を中止することについて配慮すること。

4 年金保険者への通知期限の延長について

通常時における方法により特別徴収を中止する場合の年金保険者への通知期限について、全ての市町村において、本年4月22日までとすること。それに伴い、経由機関への通知期限について、以下のとおりとすること。

① 介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）については、全ての市町村において、本年4月20日までに経由する都道府県国民健康保険団体連合会へ送付

② 個人住民税については、ASP事業者等を利用する市町村においては本年4月20日まで、単独構築型市町村においては本年4月19日までに経由する地方税電子化協議会へ送付

なお、上記通知期限については、全ての経常異動情報について適用されるものであること。

5 本年10月以後の特別徴収の取扱いについて

本年10月以後の保険料等の特別徴収を実施するに当たっては、本年7月に市町村から年金保険者へその旨を通知することとなるが、その時点における各市町村及び被災者の状況を踏まえ、市町村が特別徴収の実施を判断することとなること。

【地方税に関する照会先】

総務省自治税務局市町村税課第二係

TEL：03-5253-5111（内線：26658）

【介護保険に関する照会先】

厚生労働省老健局介護保険計画課システム管理指導官

TEL：03-5253-1111（内線：2166）

【国民健康保険に関する照会先】

厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内線：3258）

【後期高齢者医療制度に関する照会先】

厚生労働省保険局高齢者医療課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内線：3199）

(様 式 1)
平成 年 月 日

各年金保険者 御中

_____市(町村)長 _____
(公 印 省 略)

特別徴収一括中止確認書

_____市(町村)においては、平成23年6月及び8月に支払われる公的年金からの介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税)並びに個人住民税の特別徴収については、以下の取扱いとする。

	特別徴収の対象となる全ての住民について、一括して特別徴収を中止する。
	特別徴収を中止する住民について、個別に異動情報を作成する。

(左欄のいずれかに○を記入)

なお、一括して特別徴収を中止する市町村においては、本確認書を年金保険者に対する資格喪失等の通知(※)に代えるものとする。

※ それぞれ、以下に基づく通知をいう。

- ・介護保険料 介護保険法第138条第1項
- ・国民健康保険料(税) 国民健康保険法第76条の4において読み替えて準用する介護保険法第138条第1項及び地方税法第718条の5第1項
- ・後期高齢者医療の保険料 高齢者の医療の確保に関する法律第110条において読み替えて準用する介護保険法第138条第1項
- ・個人住民税 地方税法第321条の7の7第2項

特別徴収一括中止市町村リスト

(様式2)

県名	〇〇県
----	-----

	市町村名	市町村コード(半角5桁)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		

特別徴収一括中止市町村リスト(記入例)

(様式2)

県名	岩手県
----	-----

県名を入力

	市町村名	市町村コード(半角5桁)
1	宮古市	03201
2	大船渡市	03202
3	久慈市	03207
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		

市町村

市町村名に対応する5桁の市町村コードを入力

※ 行が不足する場合には適宜追加して利用のこと。